

令和5年12月18日

平塚市監査委員 市川喜久江
同 城田孝子
同 山原栄一
同 秋澤雅久

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
企画政策部 マイナンバー推進課
- 2 監査実施日
令和5年9月25日
- 3 監査結果の公表日
令和5年10月25日（平塚市監査委員公表第15号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 支出事務において、文書デジタル保存機器賃貸借契約の執行伺に不要な契約規則条項の記載があった。 平塚市契約規則等に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	財務に関する事務 (1) 事務処理マニュアルに本指摘事項内容及び正しい処理方法を記載するほか、契約事務を行う際、平塚市契約規則及び平塚市随意契約ガイドラインの規定に基づき、適用する条項が適当であるか二重確認を行うなど、適正に事務を執行してまいります。

以上